破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５５号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　103
債務者　落合　龍太
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
奈良県大和高田市大字築山166番地14、前住所奈良県橿原市中曽司町221番地の８
債務者　岡本商会こと　岡本　忠男
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧1121番地２
債務者　堀内　道子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
奈良県磯城郡田原本町96番地　303
債務者　金石　京子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９号
宮城県登米市迫町佐沼字中江１丁目13番地４登米市迫定住促進住宅１号棟104号室
債務者　星　　政義
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１９３号
沖縄県中頭郡西原町字千原166番地の２　おおくらアパート303号
債務者　池原　拓也
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７６８号
大阪府茨木市西福井２丁目３番１―605号
債務者　木之下健作
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０９号
大阪市浪速区大国３丁目９番23―805号
債務者　杉野　一樹
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９４４号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―311号
債務者　カラオケボックスパート２こと　山本　義三
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１８号
大阪市浪速区大国２丁目16番23―302号
債務者　大野　直晴
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５７号
大阪市浪速区敷津西２丁目２番２―701号
債務者　中山美和子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８７号
大阪市城東区中央３丁目７番３―101号、前住所大阪市城東区蒲生２丁目４番20号ノーブル京橋305
債務者　宮里いその
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７４号
大阪市平野区背戸口１丁目22番16―403号、前住所大阪市東住吉区東田辺２丁目３番10号
債務者　ＫＯＴ歌謡学院こと田中鳳春こと　田中　米春
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０６号
大阪府高槻市登町12番Ａ９―108号
債務者　田中　晋史
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２１号
大阪府吹田市山田西３丁目17番15号、住民票上の住所大阪府吹田市山田東４丁目９番13―401号
債務者　石塚　裕之
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５３号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目４番40号　リバーサイドスクエア105号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目１番62号
債務者　上野　幹生
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部